

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

## 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」第 14 条の規程に基づき、不正防止計画を以下のとおり策定する。

### 不正防止に向けた項目の実施

#### ① 研究者等への説明会等の実施

研究者等に対し、説明会・研修会等を積極的に実施し、不正事案等を紹介するとともに公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。

#### ② 物品検収の確実な実施

物品検収時における業者との癒着などの不正を防止するため、各キャンパスの施設用度課事務職員による物品検収を厳格に実施する。

物品検収の事務の流れについては、研究者等はもとより納入業者に対しても周知徹底を図ることとする。

特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ等の作成開発、機器の保守点検等)に関する検収については、有形の成果物がある場合は、成果物及び検収報告書・納品書等の書類で施設用度課が検収を行う。成果物がない場合は検収担当者の立合いや現場確認によって検収を行う。

#### ③ 旅費の事実確認

出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、旅行の実態の把握に努める。

#### ④ 謝金・賃金の事実確認

勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。

#### ⑤ 不正行為を早期発見し是正するための体制の整備

物品の納品、支払請求等に関する疑問点などに対応するための相談窓口及び組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報窓口を活用して不正行為の早期発見と是正に努める。

#### ⑥ 誓約書の徴取

公的研究費の交付を受けた研究者等から、必要に応じて関係ルールを遵守する旨の誓約書を徴するものとする。

#### ⑦ 取引業者に誓約書の提出要請

取引業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正も関与しないこと、および監査、

調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

⑧ 内部監査の実施

本部経理部は、各キャンパスの施設用度課及び教育研究支援課と連携し、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。

⑨ 研修の実施

競争的資金の公募に係る説明会等の機会を利用して研究費の不正防止に係る研修を実施する。

⑩ 研究倫理教育の実施による研究者の倫理向上

本学は、研究倫理教育の着実な実施に対応するための研究倫理教育責任者を置き、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

研究倫理教育責任者は、研究者等の研究倫理教育プログラムの履修又は研究倫理教育の受講を確認する。

⑪ 外部への公表

研究費の不正防止への取組に関する本学の方針及び意思決定手続きを本学のホームページにより外部に公表する。